

外国人技能実習制度 受入れ要件

介護職



ICS協同組合

〒710-0016 岡山県倉敷市中庄2376-1
TEL 086-462-2110 FAX 086-462-2120

お気軽にお問い合わせください。

電話でのお問い合わせ

086-462-2110

メールでのお問い合わせ

info@icscoop.net

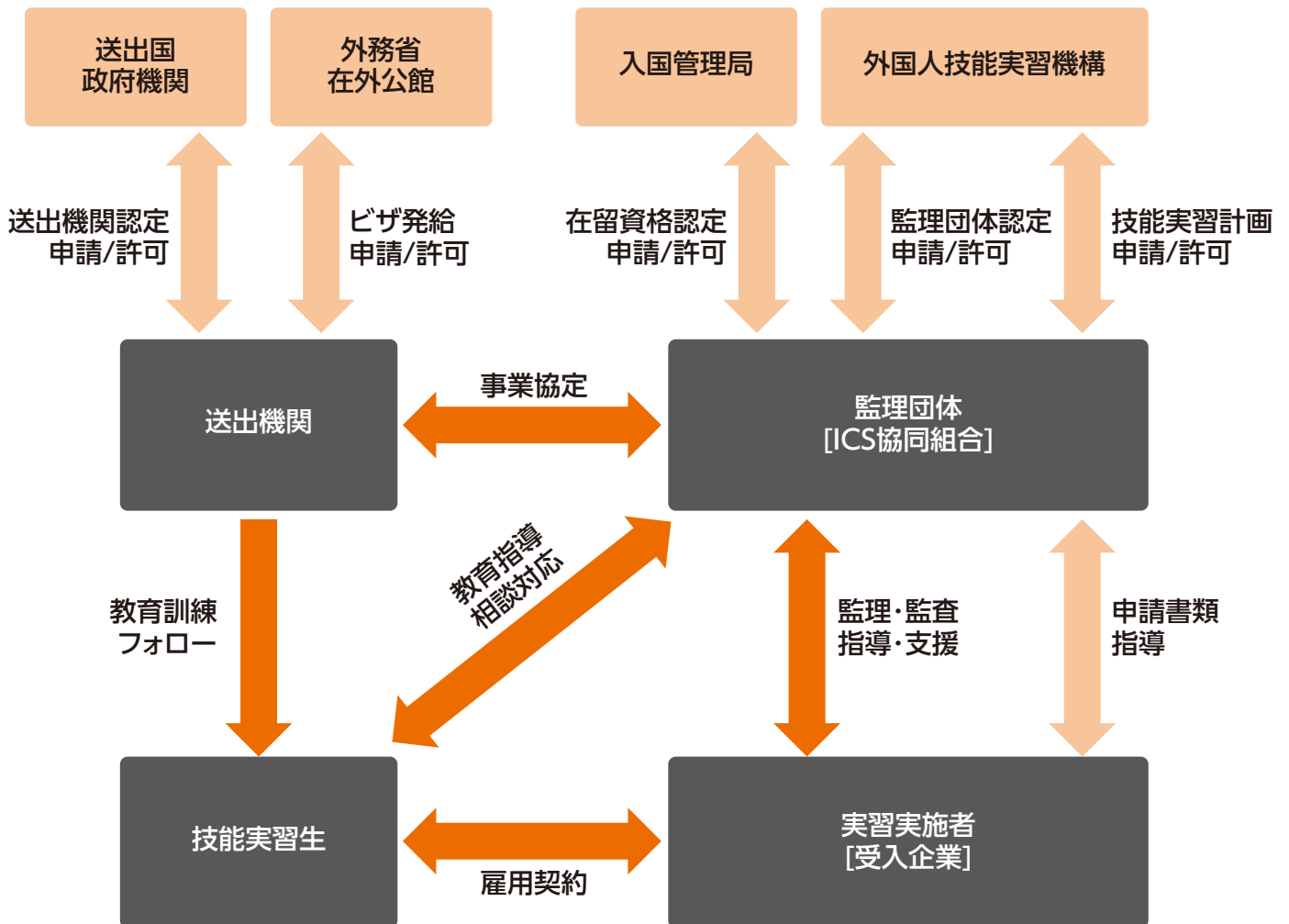
<https://icscoop.net>

スマートフォンで
読み取ってください。



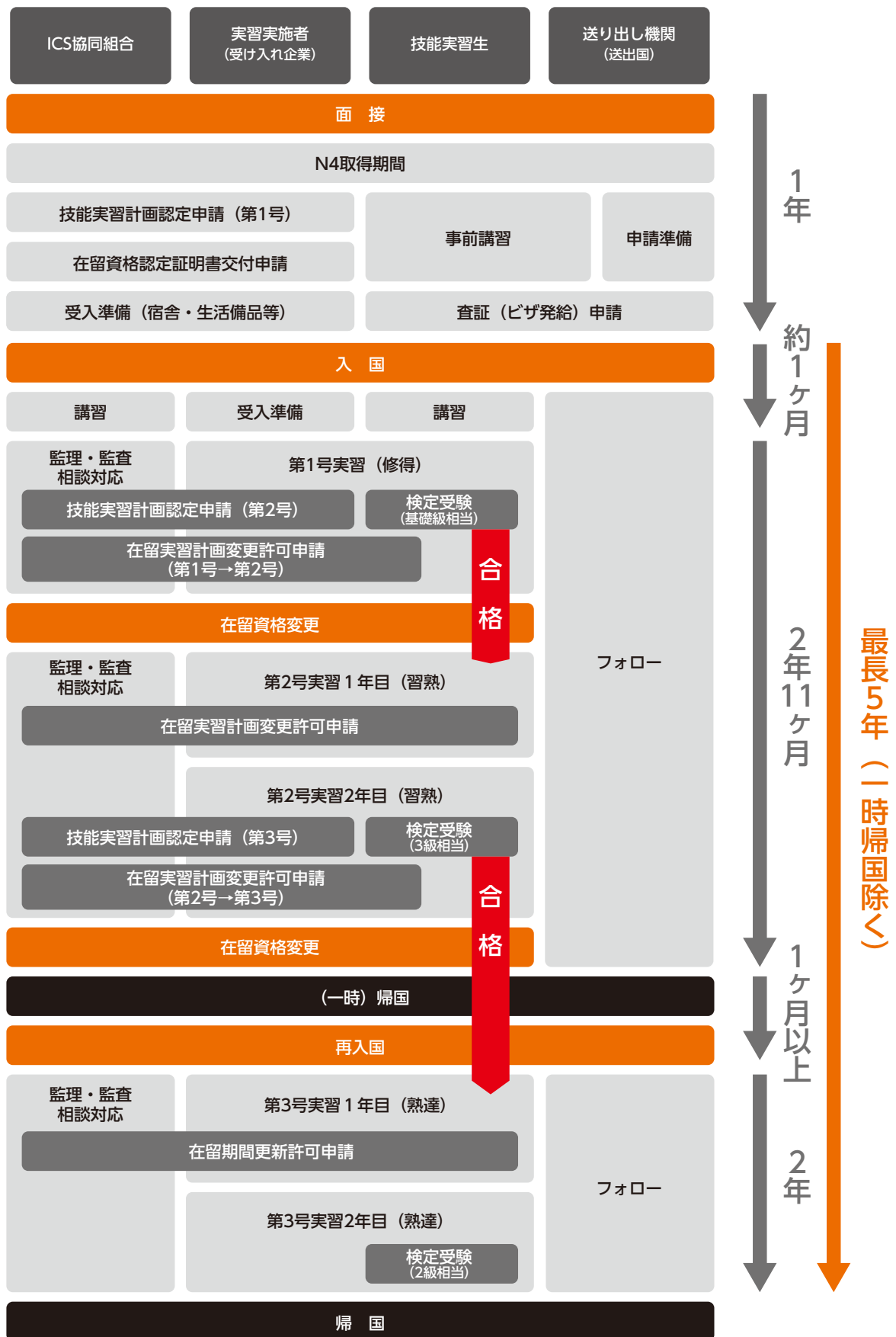
技能実習制度の仕組み

団体監理型関係図



技能実習制度の仕組み

実習生受入の流れ



技能実習制度の受入人数枠

受け入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）した数を超えることができない。

事業所の 常勤介護職員の 総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
1人	1	1	1	1
2人	1	2	2	2
3人以上10人以下	1	3	2	3～10
11人以上20人以下	2	6	4	11～20
21人以上30人以下	3	9	6	21～30
31人以上40人以下	4	12	8	31～40
41人以上50人以下	5	15	10	41～50
51人以上71人以下	6	18	12	51～71
72人以上100人以下	6	18	12	72
101人以上119人以下	10	30	20	101～119
120人以上200人以下	10	30	20	120
201人以上300人以下	15	45	30	180
301人以下	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

対象施設

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】(白:対象 緑:一部対象 灰色:対象外又は現行制度において存在しない。)

児童福祉法関係の施設・事業
知的障害児施設
自閉症児施設
知的障害児通園施設
盲児施設
ろうあ児施設
難聴幼児通園施設
肢体不自由児施設
肢体不自由児通園施設
肢体不自由児療護施設
重症心身障害児施設
重症心身障害児(者)通園事業
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)
児童発達支援
放課後等デイサービス
障害児入所施設
児童発達支援センター
保育所等訪問支援
障害者総合支援法関係の施設・事業
障害者デイサービス事業(平成18年9月までの事業)
短期入所
障害者支援施設
療養介護
生活介護
児童デイサービス
共同生活介護(ケアホーム)
共同生活援助(グループホーム)
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場)
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)
福祉ホーム
身体障害者自立支援
日中一時支援
生活サポート
経過的デイサービス事業
訪問入浴サービス
地域活動支援センター
精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)
在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)
知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)
居宅介護
重度訪問介護
行動援護
同行援護
外出介護(平成18年9月までの事業)
移動支援事業

老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業
第1号通所事業
老人デイサービスセンター
指定通所介護(指定療養通所介護を含む)
指定地域密着型通所介護
指定介護予防通所介護
指定認知症対応型通所介護
指定介護予防認知症対応型通所介護
老人短期入所施設
指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
養護老人ホーム※1
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)
軽費老人ホーム※1
ケアハウス※1
有料老人ホーム※1
指定小規模多機能型居宅介護※2
指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2
指定複合型サービス※2
指定訪問入浴介護
指定介護予防訪問入浴介護
指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
介護老人保健施設
指定通所リハビリテーション
指定介護予防通所リハビリテーション
指定短期入所療養介護
指定介護予防短期入所療養介護
指定特定施設入居者生活介護
指定介護予防特定施設入居者生活介護
指定地域密着型特定施設入居者生活介護
サービス付き高齢者向け住宅※3
第1号訪問事業
指定訪問介護
指定介護予防訪問介護
指定夜間対応型訪問介護
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

生活保護法関係の施設
救護施設
更生施設

その他の社会福祉施設等
地域福祉センター
隣保館デイサービス事業
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
ハンセン病療養所
原子爆弾被爆者養護ホーム
原子爆弾被爆者デイサービス事業
原子爆弾被爆者ショートステイ事業
労災特別介護施設
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る)

病院又は診療所
病院
診療所

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。
 ※2 訪問系サービスに従事することは除く。
 ※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

技能実習生の要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 18歳以上であること。
- 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- 帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- 企業単独型技能実習の場合にあっては、申請者の外国にある事業所又は申請者の密接な関係を有する外国の機関の事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。(※)
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、本国の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。
- 同じ技能実習の段階に係る技能実習を過去に行ったことがないこと。

「介護」職種 <技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。>

- 技能実習生が次の要件を満たすこと。(日本語能力要件)

第1号技能実習 (1年目)	日本語能力試験のN4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者 ^{※1} であること。
第2号技能実習 (2年目)	日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者 ^{※2} であること。 附則 介護の技能、技術又は知識の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること。技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと。

【※1】日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験(例「J.TEST実用日本語検定」「日本語NATTEST」)における日本語能力試験N4に相当するものに合格している者

【※2】上記と同様の日本語能力試験N3に相当するものに合格している者

(※) 同等業務従事経験(いわゆる職歴要件)については例えば、以下の者が該当する。

- ・外国における高齢者若しくは障害者の介護施設等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
- ・外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・外国政府による介護士認定等を受けた者

実習実施者の要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 技能実習を行わせる事業所ごとに、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であって、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習を修了したものの中から、技能実習責任者を選任していること。
- 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有するものの中から技能実習指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の生活の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者の中から生活指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと。

「介護」職種 <技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。>

- 技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者(※看護師等)であること。
- 技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任していること。
- 技能実習を行わせる事業所が、介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。《P.7参照》
- 技能実習を行わせる事業所が、開設後3年以上経過していること。
- 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合には、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。

(※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。

- 技能実習を行う事業所における技能実習生の数が一定数を超えないこと。《P.8参照》
- 入国後講習については、基本的な仕組みは技能実習法本体によるが、日本語学習(240時間(N3程度取得者は80時間。))と介護導入講習(42時間)の受講を求めることとする。また、講師に一定の要件を設ける。《P.9~11参照》

技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

<p>介護固有要件</p> <p>※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。</p>	<p>コミュニケーション能力の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 (参考)「N3」:日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」:基本的な日本語を理解することができる(日本語能力試験:独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)
	<p>適切な実習実施者の対象範囲の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設) ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	<p>適切な実習体制の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員(常勤介護職員)の総数に応じて設定(常勤介護職員の総数が上限)。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 <p>(※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。</p>
	<p>監理団体による監理の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
	<p>技能実習評価試験</p>	<p>移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化</p> <p>一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必須業務=身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等) ・関連業務=身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し送り等) ・周辺業務=その他(お知らせなどの掲示物の管理等)
<p>技能実習評価試験</p>	<p>適切な公的評価システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 1年目指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル 	

入国後講習の教育内容と時間数について

○介護においては、基本的には、技能実習制度本体の仕組みによるが、日本語と介護導入講習については、以下の内容によることとする。(入国前講習を行った場合には、内容に応じて時間数を省略できる。)

講習内容	
科目※	時間数
日本語【詳細は①】	240
介護導入講習【詳細は②】	42
法的保護等に必要な情報	8※ ¹
生活一般	—
総時間数	320※ ¹

※¹ 技能実習制度本体上定められているもの。総時間数については、第1号技能実習の予定時間全体の1/6(入国前講習を受けた場合は1/12)以上とされている。(320時間については目安として記載。)

①日本語	
教育内容	時間数※ ²
総合日本語	100(90)
聴解	20(18)
読解	13(11)
文字	27(24)
発音	7(6)
会話	27(24)
作文	6(5)
介護の日本語	40(36)
合計	240

※² 日本語科目の各教育内容の時間数については上記を標準として、設定。()内に記載した時間数が最低限の時間数として求められる。

②介護導入講習	
教育内容	時間数
介護の基本I・II	6
コミュニケーション技術	6
移動の介護	6
食事の介護	6
排泄の介護	6
衣服の着脱の介護	6
入浴・身体の清潔の介護	6
合計	42

N3程度以上を有する技能実習生については、①日本語のうちの「発音」「会話」「作文」「介護の日本語」について合計で80時間以上の受講を要件とする。各教育内容の時間数については、上記と同様。

入国前講習について

- 技能実習制度本体において、1か月以上の期間かつ160時間以上の入国前講習を行えば、入国後講習は1か月に短縮可能とされている。
- 介護職種については、日本語科目について240時間以上(N3取得者の場合は80時間以上)、介護導入講習について42時間以上の講義を行う必要があるが、入国前講習において、各科目について所定の時間数の2分の1以上の時間数の講義を行った場合には、入国後講習において2分の1を上限として各科目の時間数を短縮できる。(各教育内容については講義を行った時間数の分だけ短縮可能。)
- 入国後講習の時間数を短縮する場合については、入国前講習における教育内容と講師が入国後講習と同様の要件(P.9、P.10参照)を満たしている必要がある。ただし、入国前講習の日本語科目の講義については、「外国の大学又は大学院を卒業し、かつ、申請の日から遡り3年以内の日において外国における日本語教育機関の日本語教員として1年以上の経験を有し、現に日本語教員の職を離れていない者」も講師として認められる。

入国後講習の一部を免除する場合の具体例

【入国前】(※総合日本語、聴解、読解、文字を行う場合)

教育内容	時間数
総合日本語	70
聴解	20
読解	10
文字	20
発音	0
会話	0
作文	0
介護の日本語	0
合計	120



【入国後】

教育内容	時間数
総合日本語	30(100)
聴解	0(20)
読解	3(13)
文字	7(27)
発音	7
会話	27
作文	6
介護の日本語	40
合計	120

()内の時間数は告示で標準として示した時間数

優良な実習実施者の要件

優良な実習実施者の要件

技能実習計画認定申請において、外国人技能実習機構が以下の事項を総合的に評価し、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすと認められなければならない。また、許可制ではないため、技能実習計画認定申請ごとに“優良”であるかを判断され認定を受けるものである。

- ◆ 技能等の修得等に係る実績
- ◆ 技能実習を行わせる体制
- ◆ 技能実習生の待遇
- ◆ 出入国又は労働に関する法令への違反、技能実習生の行方不明者の発生その他の問題の発生状況
- ◆ 技能実習生からの相談に応じることその他の技能実習生に対する保護及び支援の体制及び実施状況
- ◆ 技能実習生と地域社会との共生に向けた取組の状況

※「優良な実習実施者要件点数表」において6割以上の点数(120点満点で72点以上)を獲得した場合に“優良”と判断される。

優良な実習実施者と判断される場合のみ認められる事項

- ◆ 第3号技能実習生(最長5年)の受入れ
 - ※ 同時に以下の条件が必要となる
 - ◇ 監理団体が一般監理団体の許可を取得していること
 - ◇ 第3号になろうとする実習生が3級相当の検定試験に合格していること
 - ◇ 第3号技能実習計画の認定を受けること
- ◆ 受入人数枠の拡大(基本の受入人数枠の2倍)
 - ※ 同時に以下の条件が必要となる
 - ◇ 監理団体が一般監理団体の許可を取得していること

優良な実習実施者要件点数表

	項目	配点
① 技能等の修得等に係る実績	【最大70点】	
	I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	・95%以上:20点 ・80%以上95%未満:10点 ・75%以上80%未満:0点 ・75%未満:-20点
	II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 <計算方法> 分母:新技能実習生の2号・3号修了者数 - うちやむを得ない不受験者数 + 旧技能実習生の受験者数 分子:(3級合格者数+2級合格者数×1.5)×1.2 ※旧技能実習生の受験実績について、施行日以後の受験実績は必ず算入。施行日前については、施行前の基準日以前の受験実績は算入しないこととする可。 ※施行後3年間については、IIに代えて、II-2(1)及び(2)で評価することも可能とする。	・80%以上:40点 ・70%以上80%未満:30点 ・60%以上70%未満:20点 ・50%以上60%未満:0点 ・50%未満:-40点
	II-2(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・合格者3人以上:35点 ・合格者2人:25点 ・合格者1人:15点 ・合格者なし:-35点
	II-2(2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・合格者2人以上:5点 ・合格者1人:3点
	直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 ※2級、3級で分けて、合格人数の合計で評価	・合格者2人以上:5点 ・合格者1人:3点
	III 技能検定等の実施への協力 ※技能検定委員(技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者)又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	・有:5点
② 技能実習を行わせる体制	【最大10点】 ※講習の整備から1年までは配点なし	
	I 直近過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	・全員有:5点
③ 技能実習生の待遇	【最大10点】	
	I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものと最低賃金の比較	・115%以上:5点 ・105%以上115%未満:3点
II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5%以上:5点 ・3%以上5%未満:3点	
④ 法令違反・問題の発生状況	【最大5点】	
	I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)	・改善未実施:-50点 ・改善実施:-30点
	II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと(旧制度を含む。)	・ゼロ:5点 ・10%未満又は1人以下:0点 ・20%未満又は2人以下:-5点 ・20%以上又は3人以上:-10点
III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること(旧制度を含む。)	・該当:-50点	
⑤ 相談・支援体制	【最大15点】	
	I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有:5点
	II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること(旧制度を含む。)	・有:5点
III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと(旧制度下における受入れを含む。)	・有:5点	
⑥ 地域社会との共生	【最大10点】	
	I 受け入れた実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	・有:4点
	II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有:3点
III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有:3点	

介護職種における優良な監理団体の要件

得点が満点(80点)の6割以上となる監理団体は介護職種の優良な監理団体の基準に適合することとなる。(※ 前提として全職種共通の優良な監理団体の要件(P.13参照)を満たしている必要がある。)

	項目	配点
① 介護職種における 団体監理型技能実 習の実施状況の監 査その他の業務を 行う体制	【最大40点】	
	I 介護職種の実習実施者に対して監理団体が行う定期の監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・有：5点
	II 介護職種の監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う介護職種の実習実施者の比率	・1:5未満：15点 ・1:10未満：7点
	III 介護職種の実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有：5点
	IV 帰国後の介護職種の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有：5点
	V 介護職種の技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有：5点
	VI 帰国後の介護職種の技能実習生に関し、送出国と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有：5点
② 介護職種における 技能等の修得等に 係る実績	【最大40点】	
	I 過去3年間の初級の介護技能実習評価試験の学科試験及び実技試験の合格率	・95%以上：10点 ・80%以上95%未満：5点 ・75%以上80%未満：0点 ・75%未満：-10点
	II 過去3年間の専門級、上級の介護技能実習評価試験の合格率 <計算方法> 分母：技能実習生の2号・3号修了者数 -うちやむを得ない不受検者数 分子：(専門級合格者数+上級合格者数×1.5)×1.2	・80%以上：20点 ・70%以上80%未満：15点 ・60%以上70%未満：10点 ・50%以上60%未満：0点 ・50%未満：-20点
	III 直近過去3年間の専門級、上級の介護技能実習評価試験の学科試験の合格実績 ※専門級、上級で分けず、合格人数の合計で評価	・2以上の実習実施者から合格者を輩出：5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出：3点
	IV 技能検定等の実施への協力 ※傘下の実習実施者が、介護技能実習評価試験の試験評価者を社員等の中から輩出している場合を想定	・1以上の実習実施者から協力有：5点

技能実習生に対する保護方策

1 管理監督体制の強化

- 監理団体の許可制
- 技能実習計画の認定制
- 機構や主務大臣による実地検査

2 相談・支援体制の整備

(1) 母国語による通報・相談窓口の整備等

- 新制度では、電話のほか、メールの対応も予定。
※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語(フィリピン語)、英語に加え、新たにタイ語への対応も想定
- 実習生本人の希望や緊急性・必要性等を考慮して一時退避先を提供する仕組みも検討。

(2) 実習先変更支援体制の構築

- 実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定。
- 機構が、実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施。

(3) 法違反事実の主務大臣への申告権明記

- 実習実施者や監理団体に法違反事実がある場合、技能実習生は主務大臣に申告できることを法律に明記(49条)
- 申告を理由とする不利益取扱いに対する罰則も整備。

3 罰則の整備

罰則	監理団体	実習実施者
1年以上 10年以下の 懲役 又は 20万円以上 300万円以下の 罰金	①暴行、脅迫、監禁その他精神又は 身体を自由を不当に拘束する手段によって 技能実習を強制する行為(46条)	労働基準法に 同様の規定あり (5条)
6ヶ月以下の 懲役 又は 30万円以下の 罰金	②違約金等を定める行為(47条1項) ③貯蓄金を管理する契約を締結する行為 (47条2項)	労働基準法に 同様の規定あり (16条・18条1項)
	④旅券等を保管する行為(48条1項) ⑤私生活の自由を不当に制限する行為(48条2項) ⑥法違反事実を主務大臣に申告したことを理由とする 技能実習生に対する不利益取扱い(49条2項)	

※④については、実習生の意思に反して行った場合を処罰。

※⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。

POINT

技能実習責任者講習の受講手順と技能実習指導員講習・生活指導員講習の必要性

◆別紙「技能実習責任者講習実施団体一覧」に記載された実施団体のホームページから開催場所と実施日を選択し、実施団体に申込みを行います。後日、実施団体より送られてくる案内に従い受講料を振込むことで受講することが出来ます。

なお、受講時期には平成32年3月末までの経過措置が設けられていますが、制度理解のためにも早めの受講をお願いします。

また、3年ごとに更新講習の受講が必須となりますので、更新時期にご注意ください。

◆技能実習指導員や生活指導員の講習は必須ではありませんが、制度理解のためには有効であり、優良な実習実施者要件の判定時に加算することもできますので、受講をお勧めします。

技能実習生の賃金(報酬)の注意事項と決定方法

◆次のいずれかの方法により決定します。

- ◇経験年数や作業が同程度の日本人従業員と同額にする。
- ◇同作業を行うが経験年数等に差がある日本人従業員の賃金を基に、同製品・同作業においての生産量・作業時間や裁量度・責任度の差を明確にし、合理的に説明することが出来る額にする。
- ◇賃金規程や就業規則内において賃金の決定方法を定めている場合は規程どおりに決定する。

◆ただし、賃金決定には次の事項に注意する必要があります。

- ◇日本人従業員との差については、「言葉が通じない」「日本語の指示書が読めない」「作業内容の説明に時間がかかる」などの理由だけでは合理的な説明とは言えず、結果として生産量や作業時間にどの程度の差がでるのかを説明する必要があります。
- ◇賃金規程や就業規則において定められている昇給や手当がある場合は、規程等に基づき支払わなければならない。
- ◇勤務形態(パートタイム, 期間社員, 等)により賃金規程等が区別されている場合は、勤務形態が合致したものに基づく必要がある。

【参考資料】

別紙『技能実習計画認定申請書 記載例 <参考様式1-16号「技能実習生の報酬に関する説明書」>』

POINT

宿舎の要件

宿舎については次の条件を満たさなければなりません。

- ◆宿舎の場所は、危険性や衛生上の有害性がある場所の付近および騒音・振動や健康被害等のおそれのある場所を避けること。
- ◆非常用退路や消火設備を適当かつ十分に設けていること。
- ◆寝室は1人あたり4.5㎡以上(床の間・押入を除く)を確保し、個人別の私有物収納設備を備え、十分な採光面積があること。
- ◆就眠時間を異にする実習生を同寝室にしていないこと。
- ◆食堂・炊事場における照明・換気・衛生措置を講じていること。
- ◆トイレ・洗面所・洗濯場・浴場が設けられていること。
- ◆労基法第10章規定「事業の附属寄宿舎」に該当する場合は、寄宿舎規則の届出等を怠らないこと。

※旧制度から継続して実習生が使用している宿舎の寝室面積において4.5㎡を確保できない場合は、代替措置による特例的取扱いの対象となる場合がある。

【参考資料】

別紙『技能実習計画認定申請書 記載例 <<参考様式1-17号「宿泊施設の適正についての確認書」>>』

家賃や水道光熱費などの控除徴収額の制限・上限

◆家賃については次のいずれかにより決定しなければなりません。

- ◇賃貸物件の場合：[賃貸料、共益費、管理費、自治会費など、入居者が入居期間においてかかる費用の月額]÷入居人数

※敷金、礼金、保証金、クリーニング費、鍵交換費、火災保険料、仲介手数料などの初期費用を含めることはできない。

- ◇自己所有物件の場合：[建物現在の価値を考慮し、建設・改築費および耐用年数から合理的に説明できる月額]÷入居人数

※近隣の賃貸物件等の賃貸料をもとに定めた額は適正額とは認められない。

※家具・家電等の費用を家賃に含めることはできません。但し、自己所有物件に建物に附属する設備については含めることができる。

※2国間協定により定められていることから、家賃は月額20,000円以下(東京、大阪、京都、名古屋においては30,000円以下)が望ましいとされている。

◆水道光熱費や通信費等については実費を超えない額でなければなりません。

→ [実費]÷入居者数

※毎月定額で控除する場合、結果として実費を超えない額であれば問題ないが、実費を超えていた場合は返金精算する必要がある。

【参考資料】

別紙『技能実習計画認定申請書 記載例 <<参考様式1-18号「徴収費用の説明書」>>』

POINT

保管しなければならない帳簿書類の様式と記載項目

各帳簿書類の様式と内容は以下のとおりです。

◆各技能実習生の管理簿 / 名簿

決められた様式は無いが、最低限記載しなければならない項目が決められている。

【参考資料】別紙『管理届出書類 書式例 <<IHD書式「技能実習生名簿」>>』

⇒ ICS書式のものについては、各実習生が入国後に情報が揃い次第、各実習実施者へ配布予定。

◆各技能実習生の管理簿 / 履歴書

参考様式があり、様式を変更することはできるが、記載項目を省略することはできない。

【参考資料】別紙『管理届出書類 書式例 <<参考様式第1-3号「技能実習生の履歴書」>>』

⇒ 技能実習計画認定申請に添付して提出したものの写しを保管する。

◆各技能実習生の管理簿 / 雇用契約書・条件書

参考様式があり、様式を変更することはできるが、記載項目を省略することはできない。

【参考資料】別紙『管理届出書類 書式例 <<参考様式第1-14・15号「技能実習のための雇用契約書・条件書」>>』

⇒ 技能実習計画認定申請に添付して提出したものの原本を保管する。

◆各技能実習生の管理簿 / 待遇記載書類

決められた様式は無く、賃金台帳等の労働関係法令上必要な書類で対応できる。

◆指導内容記録簿

参考様式があり、様式を変更することはできるが、記載項目を省略することはできない。

【参考資料】別紙『管理届出書類 書式例 <<参考様式第4-2号「技能実習日誌」>>』

⇒ 毎日、業務や指導内容を記載し、入社日起算の1ヶ月単位で記入し、「認定計画の履行状況に係る管理簿」と併せて技能実習責任者が確認・押印を行い、保管する。

◆計画履行状況管理簿

参考様式があり、様式を変更することはできるが、記載項目を省略することはできない。

【参考資料】別紙『管理届出書類 書式例 <<参考様式第4-1号「認定計画の履行状況に係る管理簿」>>』

⇒ 毎月末、「技能実習日誌」1ヶ月分記載後に、1ヶ月間の認定計画履行状況の総評として記入し、「技能実習日誌」と併せて技能実習責任者が確認・押印を行い、保管する。

※これらの帳簿書類は、技能実習生が実習を修了した日から1年間は、実習を行わせる事業所に保管し、監理団体による監査時、主務大臣の立入検査や外国人技能実習機構の現地検査等の際には提示しなければならない。

POINT

届出事項および様式と届出時期

届出は以下のとおりです。

- ◆新制度において最初に在留資格を許可された実習生が認定された計画に該当する技能実習を開始したとき。

⇒ <<別記様式第7号「実習実施者届出書」>> 【参考資料】別紙『管理届出書類 書式例』内

〔届出先〕 外国人技能実習機構 地方事務所 認定課 /
実習実施者住所地(登記上本店所在地)管轄

〔届出時期〕 開始後遅滞なく

- ◆技能実習事業年度(各年4月1日から翌3月31日)において、1日以上かつ1名以上の実習生に技能実習を行わせたとき。

⇒ <<別記様式第10号「実施状況報告書」>> 【参考資料】別紙『管理届出書類 書式例』内

〔届出先〕 外国人技能実習機構 地方事務所 認定課 /
実習実施者住所地(登記上本店所在地)管轄

〔届出時期〕 翌技能実習事業年度4月1日から5月31日までの間

- ◆認定された技能実習計画に軽微な変更があるとき。

⇒ <<別記様式第3号「技能実習計画 軽微変更届出書」>> 【参考資料】別紙『管理届出書類 書式例』内

〔届出先〕 外国人技能実習機構 地方事務所 認定課 /
実習実施者住所地(登記上本店所在地)管轄

〔届出時期〕 変更事由発生後1ヶ月以内

- ◆事業上・経営上の都合により実習継続が困難となったとき、実習生の病気・怪我等により中途帰国せざるを得ないとき、実習生同意のもとに中途または早期に帰国するとき等、技能実習計画の満了日より1日以上早く技能実習を中止するとき。

⇒ <<別記様式第18号「技能実習実施困難時 届出書」>> 【参考資料】別紙『管理届出書類 書式例』内

※届出書は監理団体が記入

〔届出先〕 監理団体(ICS協同組合) ※まずは報告・相談すること

→報告を受けた監理団体は、事実確認を行った後、外国人技能実習機構地方事務所認定課(実習実施者住所地(登記上本店所在地)管轄)に届け出る

〔報告時期〕 継続困難事由や帰国の予測または可能性がある時点で早急に

〔届出時期〕 継続困難事由発生後遅滞なく、帰国の場合は決定後かつ帰国前

※これらの届出を行う場合、監理団体に届出内容を申告し、適切な様式および報告内容により届け出なければならない。

※“別記様式”については、決められた書式の変更や記載項目の省略は認められない。全記載項目において空欄も認められないため、記入または該当する内容が無い場合は必ず“該当なし”等の記載をしなければならない。

※技能実習計画の変更が“軽微”でなく“重要”なものである場合は、技能実習計画の変更認定を受けなければならない。

【参考資料】別紙『管理届出書類 書式例 <<技能実習制度運用要項抜粋「技能実習計画の変更認定と届出の区分」>>』

POINT

監査・訪問指導

監査・訪問指導の時期および方法・確認事項は次のとおりです。

◆時期

- ◇ 監査: 3ヶ月に1回以上
- ◇ 臨時監査: 関係法令等に違反した疑いがあるとき
- ◇ 訪問指導: 第1号技能実習生について1ヶ月に1回以上

◆方法

- ◇ 実施状況と事業所設備の实地確認
- ◇ 技能実習責任者との面談による聴き取り
- ◇ 技能実習指導員との面談による聴き取り
- ◇ 生活指導員との面談による聴き取り
- ◇ 保管帳簿書類等の閲覧
- ◇ 在籍実習生の1/4以上(最低2名以上)との面談による聴き取り
- ◇ 実習生の宿泊施設等における生活環境の实地確認

◆確認事項

- ◇ 認定された技能実習計画に沿って実習が行われているか(実習進捗度・修得度、時間配分・作業、他事業主に従事、等)
- ◇ 労働関係法令を遵守しているか(労働時間、休日・休暇、賃金、賃金控除、安全衛生、等)
- ◇ 労働災害・事故等の有無
- ◇ 入管法令を遵守しているか(不法就労、等)
- ◇ 保管帳簿の有無
- ◇ 実習生保護の観点から問題となる行為がされていないか(暴行・脅迫・監禁、保証金・違約金、旅券・在留カード・財産管理、私生活侵害、等)
- ◇ 宿舍が適切に確保・維持されているか(設備、環境、等)
- ◇ 実習生の勤務状況に問題がないか(出勤状況、規律違反、実習態度、日本語理解、等)
- ◇ 実習生の生活状況に問題がないか(健康状態、生活態度、騒音・迷惑行為、整理整頓清掃、ゴミ分別廃棄、等)

監査・訪問指導時に 準備しておく保管帳簿

●技能実習日誌

【参考資料】

別紙『管理届出書類 書式例
《参考様式第4-2号「技能実習日誌」》』

●認定計画の履行状況に係る管理簿

【参考資料】

別紙『管理届出書類 書式例
《参考様式第4-1号「認定計画の履行
状況に係る管理簿」》』

●賃金台帳、等

●出勤簿、タイムカード、等

※監査・訪問指導を円滑に行うことができるよう、【参考資料】別紙『監査・訪問指導 項目例』も併せてご確認ください。

POINT

実習生の時間外労働

- ◆技能実習制度においては、技能実習の目的(技能の移転)から原則として時間外労働や休日労働等は想定されておらず、認定を受ける技能実習計画の作業時間は所定労働時間(時間外労働を含まない)とされています。
- ◆前項より、時間外労働は技能実習計画と異なるとみなされるため、月の労働時間を80時間以上延長する場合には技能実習計画の変更認定を受けなければなりません。(延長する労働時間が月80時間未満の場合は変更認定および届出は不要)
- ◆以上の技能実習制度上の取扱いや昨今の労働基準監督署の時間外労働に対する指導傾向を鑑みて、技能実習生の時間外労働については月80時間未満とすることをお勧めします。